

## 卸電力取引所の事業計画及び収支予算の認可について

(趣旨)

令和 3 年 2 月 26 日付けで一般社団法人日本卸電力取引所より経済産業大臣宛に事業計画及び収支予算の認可申請があり、これについて令和 3 年 3 月 12 日付けで、電気事業法第 66 条の 11 第 5 号に基づき、経済産業大臣より当委員会へ意見徴収が行われたところ、委員会としての意見を御審議いただく。

### 主なポイント

#### ○ 卸電力取引所の事業計画及び収支予算認可申請に係る審査について

経済産業大臣は、当委員会からの意見回答も踏まえ、一般社団法人日本卸電力取引所を卸電力取引所として指定しており、同法人は平成 28 年 4 月 1 日より卸電力取引所として活動を開始している。

卸電力取引所は、電気事業法第 99 条の 6 により、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画と収支予算について経済産業大臣の認可を取得することとされており、認可に際して経済産業大臣は電力・ガス取引監視等委員会に意見聴取を行うこととされている。

令和 3 年 2 月 26 日付けで、一般社団法人日本卸電力取引所より経済産業大臣宛に事業計画及び収支予算認可申請が行われ、これについて令和 3 年 3 月 12 日付けで、電気事業法第 66 条の 11 第 1 項第 5 号に基づき、経済産業大臣より当委員会に対して意見聴取が行われた。

一般社団法人日本卸電力取引所による卸電力取引所の事業計画及び収支予算認可申請について、「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」(平成 12 年 7 月 1 日付け 20210126 資 第 6 号) 第 1(47)への適合性等について、御審議いただく。

## ○電気事業法施行規則（関係部分のみ抜粋）

（事業計画等の認可の申請）

第 132 条の 8 卸電力取引所は、法第 99 条の 6 第 1 項前段の規定により事業計画及び収支予算の認可を受けようとするときは、様式第 83 の 8 の卸電力取引所事業計画及び収支予算認可申請書に次に掲げる書類を添えて、毎事業年度開始の日の 1 月前までに（法第 97 条第 1 項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、当該指定を受けた後遅滞なく）、これを提出しなければならない。

- 一 事業計画書
- 二 収支予算書
- 三 前事業年度末の予定貸借対照表
- 四 当該事業年度末の予定貸借対照表
- 五 前二号に掲げるもののほか、収支予算書の参考となる書類

2 卸電力取引所は、法第 99 条の 6 第 1 項後段の規定により事業計画及び収支予算の変更の認可を受けようとするときは、様式第 83 の 9 の卸電力取引所事業計画（収支予算）変更認可申請書に当該変更の明細を記載した書面を添えて提出しなければならない。この場合において、収支予算の変更が前項第 4 号又は第 5 号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

## ○電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（関係部分のみ抜粋）

（47）第 99 条の 6 第 1 項の規定による卸電力取引所の事業計画及び収支予算の認可  
第 99 条の 6 第 1 項の規定による卸電力取引所の事業計画及び収支予算の認可に係る審査基準については、次に掲げる事項が、卸電力取引所事業計画及び予算収支認可申請書並びに添付資料に明確に記載され、かつ、次に掲げる全ての要件に適合していると認められるときでなければ、認可しないものとする。

(1) 事業計画に当該年度の運営方針が記載されており、かつ、当該事業計画が卸電力取引の機会の拡大及び適切な価格の形成に資し、市場開設業務の適確な実施に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

(2) 収支予算が少なくとも次の方針に基づき整理されており、かつ、収支予算が卸電力取引の機会の拡大及び適切な価格の形成に資し、市場開設業務の適確な実施に支障を及ぼすことおそれがないと認められること。

- ① 収入と支出の部に整理する等、勘定の適切な整理をすること。
- ② 地域によって売買取引の価格が異なることにより生じる収益について、他の収益から実質的に区別されていること。
- ③ 市場開設業務以外の業務を営む場合には、市場開設業務に係る収支とそれ以外の業務に係る収支を区分して整理していること。

- 一般社団法人日本卸電力取引所は、経済産業大臣より卸電力取引所として指定を受けたことを受け、平成28年4月より卸電力取引所(指定法人)となっている。
- 卸電力取引所については、電気事業法第99条の6第1項の規定により、毎事業年度開始前に、その事業年度の**事業計画と収支予算について経済産業大臣の認可を取得**することとされており、当該認可については、電気事業法第66条の11第1項第5号の規定により、**電力・ガス取引監視等委員会の法定意見聴取事項**とされている。
- 一般社団法人日本卸電力取引所は、令和3年2月26日付で、経済産業大臣に対し、令和3年度の事業計画及び収支予算認可申請を行い、**令和2年3月12日付で、経済産業大臣より、電力・ガス取引監視等委員会に対して意見聴取が行われたところ。**
- ついては、事業計画及び収支予算について、**審査基準（電気事業法に基づく経済産業大臣の処分にかかる審査基準等）**への適合性等についてご審議いただきたい。

# 事業計画における主なポイント

## 【ガバナンス体制の見直し】

- 市場参加者を委員とする運営委員会について、事業者のニーズに応じて商品や市場ルールの変更などを審議する場として以下の機能強化を実施。令和3年4月より企画部会を設立、新制度での運用を開始することとする。
  - ✓ 機能の見直し（企画立案機能の強化）
  - ✓ メンバー構成の見直し（制度検討ができる有識者を多く入れる等）
  - ✓ 審議の公開
  - ✓ 理事会での扱いの整理（運営委員会関連の議事の公開等）
  - ✓ 理事会の重要事項（予算、事業計画、業務規程など）については、運営委員会に諮問 等
- 今冬の価格高騰を踏まえ、市場参加者ニーズに応じた商品設計や市場ルールなどの見直し、情報公開等への対応について、運営委員会等において引き続き検討。
- 運営委員会の見直し後、中立性・独立性の向上の観点から2022年度総会目処で役員構成の見直しも図る。

## 【組織体制・監視の強化】

- 次世代の基幹システム構築のためのIT系人材の確保や、市場監視機能を強化するために現在9名の市場監視要員を令和3年度末までに15名程度に拡充。
- 市場監視を主体的に実施するための組織として、事務局に市場監視部を設置（令和3年10月目処）。
- 市場監視について引き続き主体的に行うとともに、トリガー発生時の監視手法の確立や監視委との連携強化を図っていく。

## 【情報公開・商品設計等】

- 市場参加者からのニーズに応じ、スポット市場の需給曲線（入札カーブ）の常時公開（土日含めた48コマ分）を令和3年2月27日より開始。曲線の元になる数値情報の公開につき継続検討。

## 収支予算における主なポイント（1/2）

- 収入については、時間前市場の手数料収入の増加等（詳細次頁）により、前年度と比較して7.0億円の増加。  
令和2年度：14.4億円→令和3年度：21.4億円
- 費用については、職員人件費の増加等（詳細次頁）により、前年度と比較して0.5億円の増加。  
令和2年度：10.8億円→令和3年度：11.3億円

### <令和2年度実績見通し> 単位：百万円

事業収益		事業費用	
スポット取引	1,061	システム費	750
時間前取引	850	人件費	159
間接送電権取引	24	事務所等維持費	24
非化石取引	80	事務委託費	31
年会費	105	研究開発費	2
その他	32	その他	9
収入計	2,152	費用計	975
税引前利益	1,177		

### <令和3年度予算> 単位：百万円

事業収益		事業費用	
スポット取引	1,081	システム費	840
時間前取引	700	人件費	196
間接送電権取引	24	事務所等維持費	24
非化石取引	180	事務委託費	31
年会費	120	研究開発費	27
その他	32	その他	11
収入計	2,137	費用計	1,129
税引前利益	1,009		

## 収支予算における主なポイント（2/2）

### 【収入に関するポイント】

- 時間前市場の手数料について、取引量のブレを踏まえ直近2年度平均で見積もり  
(令和2年度3.0億円→令和3年度7.0億円(+4.0億円))
- 非化石価値取引市場において、非FIT非化石市場取引の11月約定実績(非FIT:18億kWh, FIT5億kWh) を令和3年度(4回分)に反映  
(令和2年度0.3億円→令和3年度1.8億円(+1.5億円))

### 【費用に関するポイント】

- 費用の約8割を占めるシステム関連費用について、中長期のシステム構築に係る職員のセミナー受講、ITコンサルへの委託調査実施により増加予定。  
(令和2年度8.0億円→令和3年度8.4億円(+0.4億円))
- 職員人件費について、現在9名の市場監視要員を令和3年度末までに15名程度に拡充することによる増加。  
(令和2年度1.3億円→令和3年度1.6億円(+0.3億円))

## 審査基準への適合性

- 事業計画について、ガバナンス改革における取組や組織体制、監視の強化に係る取組が具体的に記載されている。
- 全体の収支として、10.1億円の税引前利益が予定されており、黒字収支となっていることに加え、システム改修や監視強化に係る必要な投資等が行われている。
- 以上の点を踏まえて、上記の事業計画及び収支予算については、**卸電力取引の機会の拡大及び適切な価格の形成に資し、市場開設業務の適確な実施に支障を及ぼすおそれがない**と考えられることから、**審査基準（電気事業法に基づく経済産業大臣の処分にかかる審査基準等）との関係では適合性が認められる**のではないかと考えられる。

# (参考) 電気事業法に基づく経済産業大臣の処分にかかる審査基準等について

## 第99条の6第1項の規定による卸電力取引所の事業計画及び収支予算の認可

第99条の6第1項の規定による卸電力取引所の事業計画及び収支予算の認可に係る審査基準については、次に掲げる事項が、卸電力取引所事業計画及び予算収支認可申請書並びに添付資料に明確に記載され、かつ、次に掲げる全ての要件に適合していると認められるときでなければ、認可しないものとする。

- ① 事業計画に当該年度の運営方針が記載されており、かつ、当該事業計画が卸電力取引の機会の拡大及び適切な価格の形成に資し、市場開設業務の適確な実施に支障を及ぼすおそれがないと認められること。
- ② 収支予算が少なくとも次の方針に基づき整理されており、かつ、収支予算が卸電力取引の機会の拡大及び適切な価格の形成に資し、市場開設業務の適確な実施に支障を及ぼすことおそれがないと認められること。
  - イ 収入と支出の部に整理する等、勘定の適切な整理をすること。
  - ロ 地域によって売買取引の価格が異なることにより生じる収益について、他の収益から実質的に区別されていること。
  - ハ 市場開設業務以外の業務を営む場合には、市場開設業務に係る収支とそれ以外の業務に係る収支を区分して整理していること。



# (参考) 電気事業法関連条文

## 第六章 卸電力取引所

### (指定)

第九十七条 経済産業大臣は、電気事業者に対する電力の卸取引の機会の拡大を図るとともに、当該卸取引の指標として用いられる適正な価格の形成を図り、もつてその円滑な取引に資することを目的とする一般社団法人、一般財団法人その他政令で定める法人であつて、次条に規定する業務（以下「市場開設業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、卸電力取引所として指定することができる。

- 一 職員、市場開設業務の実施の方法その他の事項についての市場開設業務の実施に関する計画が、市場開設業務の適確な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の市場開設業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 三 役員又は職員の構成が、市場開設業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 四 市場開設業務以外の業務を行う場合には、その業務を行うことによつて市場開設業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 五 第九十九条の十二の規定により指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者でないこと。
- 六 役員のうち次のいずれかに該当する者がいないこと。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ロ この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したことにより罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

2 卸電力取引所は、その名称若しくは住所又は市場開設業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

### (業務)

第九十八条 卸電力取引所は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 電気事業者に対する電力の卸取引の機会の拡大及び当該卸取引の指標として用いられる価格の形成に必要なその売買取引を行うための市場（第九十九条の二において「卸電力取引市場」という。）を開設すること。
- 二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 三 前二号に掲げるもののほか、卸電力取引所の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

### (業務規程の認可)

第九十九条 卸電力取引所は、市場開設業務を行うときは、当該業務の開始前に、市場開設業務の実施に関する規程（以下この章において「業務規程」という。）を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 経済産業大臣は、前項の認可をした業務規程が市場開設業務の公正かつ適確な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。
- 3 業務規程に記載すべき事項及び第一項の認可の基準については、経済産業省令で定める。

### (売買取引を行うことができる者)

第九十九条の二 卸電力取引市場における電力の売買取引（以下この章において単に「売買取引」という）遂行するに足りる資力信用を有するものとして業務規程で定める者とする。）を行うことができる者は、電気事業者その他これに準ずる者であつて電力の卸取引の業務を適確に遂行するに足りる資力信用を有するものとして業務規程で定める者とする。

### (売買取引)

第九十九条の三 売買取引は、入札の方法その他業務規程で定める方法によらなければならない。

2 卸電力取引所は、売買取引において、不正な行為が行われ、又は不当な価格が形成されていると認めるときは、業務規程で定めるところにより、売買取引を行う者に対し、売買取引の制限その他の売買取引の公正を確保するために必要な措置を講ずることができる。

3 卸電力取引所は、前項に規定する措置を講じたときは、速やかに、その旨を経済産業大臣に報告しなければならない。

# (参考) 電気事業法関連条文

(売買取引数量等の公表)

第九十九条の四 電力取引所は、経済産業省令で定めるところにより、売買取引の数量及び価格その他経済産業省令で定める事項を公表しなければならない。

(差別的取扱いの禁止)

第九十九条の五 卸電力取引所は、市場開設業務の運営に関し、売買取引を行う者に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

(事業計画等)

第九十九条の六 卸電力取引所は、毎事業年度開始前に（第九十七条第一項の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 卸電力取引所は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、経済産業大臣に提出しなければならない。

(業務の休廃止等)

第九十九条の七 卸電力取引所は、経済産業大臣の許可を受けなければ、市場開設業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 経済産業大臣が前項の規定により市場開設業務の全部の廃止を許可したときは、当該許可に係る指定は、その効力を失う。

(役員の選任及び解任)

第九十九条の八 卸電力取引所の役員の選任及び解任は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(解任命令)

第九十九条の九 経済産業大臣は、卸電力取引所の役員がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又は業務規程に違反したときは、その卸電力取引所に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(秘密保持義務)

第九十九条の十 卸電力取引所の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、市場開設業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(監督命令)

第九十九条の十一 経済産業大臣は、市場開設業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、卸電力取引所に対し、市場開設業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第九十九条の十二 経済産業大臣は、卸電力取引所が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて市場開設業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第九十七条第一項第一号から第四号までに掲げる基準に適合していないと認めるとき

二 第九十七条第一項第六号に掲げる基準に適合しないこととなつたとき。

三 第九十七条第二項、第九十九条第一項、第九十九条の三第三項、第九十九条の四から第九十九条の六まで又は第九十九条の七第一項の規定に違反したとき。

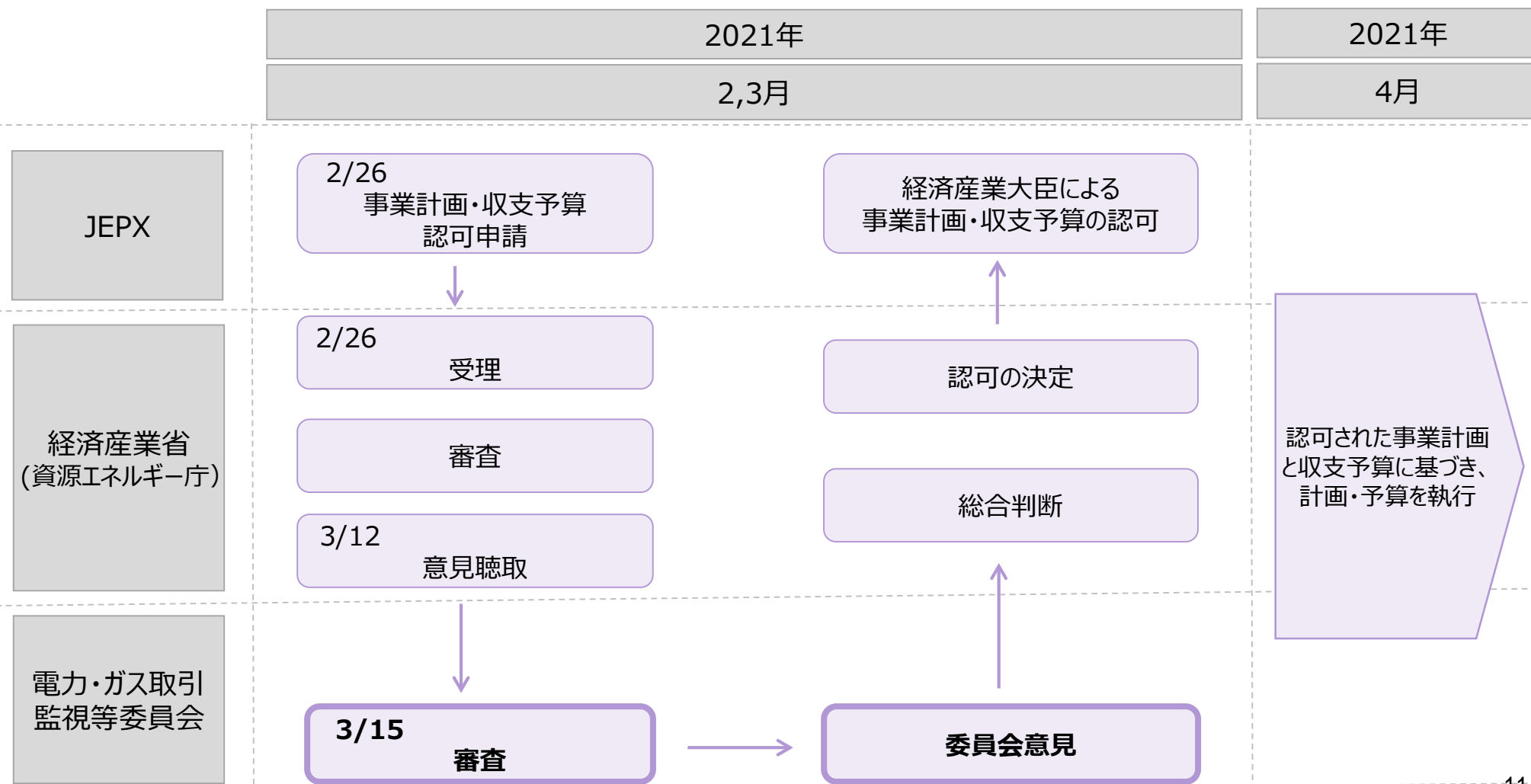
四 第九十九条第一項の認可を受けた業務規程によらないで市場開設業務を行つたとき。

五 第九十九条第二項、第九十九条の九又は前条の規定による命令に違反したとき。

六 不正の手段により第九十七条第一項の指定を受けたとき。

## (参考) 卸電力取引所の事業計画及び収支予算の認可

- 卸電力取引所は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画及び収支予算について経済産業大臣の認可を取得することとされており、事業計画及び収支予算の認可については、委員会への意見聴取事項とされている。具体的な手続は以下のとおり。



経 済 産 業 省

20210312電委第2号

令和3年3月●日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長


卸電力取引所の事業計画及び収支予算の認可について（回答）

令和3年3月12日付け20210226資第25号により貴職から当委員会に意見を求められた卸電力取引所の事業計画及び収支予算の認可については、認可することに異存はありません。

卸電力取引所事業計画及び収支予算認可申請書

令和3年2月26日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

申請者の住所	東京都港区芝浦一丁目7番14号
申請者の名称	一般社団法人日中卸電力取引所
代表者の氏名	理事長 村上 

電気事業法第99条の6第1項前段の規定により別紙のとおり事業計画及び収支予算の認可を受けたいので申請します。

経済産業省

20210226 資 第 25 号  
令和 3 年 3 月 1 2 日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

卸電力取引所の事業計画及び収支予算の認可について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の11第1項第5号の規定により、別添の申請に係る同法第99条の6第1項の規定による卸電力取引所の事業計画及び収支予算の認可について、貴委員会の意見を求めます。

## 事業計画書（2021年度）

## I. 運営方針

電気事業法第97条第1項に基づく指定を受けた卸電力取引所として、開設する取引市場の公正性・透明性・信頼性・利便性の向上に努めるとともに、現物の電力の卸取引の機会の拡大、指標性のある価格の形成と発信を通じ、電気事業の発展に寄与することを目的とする。なお、2020年度冬期の価格高騰も踏まえ、市場参加者ニーズに応じた商品設計や市場ルールなどの見直し、市場監視機能の強化、情報公開等への対応については今後も引き続き検討を行う。

## II. 卸電力の取引機会の拡大及び指標性のある価格の形成に向けた取組

## 1. 新たなサービス・付加価値の創出

## (1) 市場参加者ニーズに応じた商品設計や市場ルールなどの見直し及びそのための体制の構築

運営委員会の機能を強化し、スポット、時間前、先渡、非化石価値市場等の各市場において、市場参加者ニーズや将来的な市場環境変化に応じた商品設計や市場ルールなどの不断の見直しを行い、遅滞なく実施する。

## ①運営委員会の見直し

(課題) 商品設計や市場ルールなどの不断の見直し、遅滞なく実施するための体制の整備と運用

(取組事項) 新制度（委員構成見直し、議事概要公開、理事会への陪席、部会の新設、事業計画の付議等諮問事項の見直し、などを反映）の下での運用を開始する。（2021年4月より原則月次開催）

## ②中長期市場の活性化に係る検討

(課題) 中長期市場の利用環境整備の観点から清算に用いられるスポット価格の信頼性向上を図るとともに、その活性化方策につき展望を得ること

(取組事項) 商品仕様の見直し（太陽光の影響による点灯ピーク尖鋭化に対応した昼間商品の受渡時間帯の見直しや市場参加者のニーズに沿った見直し）を行う。（2021年10月目処）

## ③時間前市場の在り方検討

(課題) 将来的な市場環境変化等を見据えた時間前市場の在り方について展望を得ること

(取組事項) 資源エネルギー庁、電力・ガス取引監視等委員会とも連携し、時間前市場へのシングルプライスオークション導入も含め、利便性向上策の検討を進める。また時間前市場等の入札判断に資する情報表示（板画面を通じた市場参加者への分断情報の提供等）についても検討を進める。（2021年10月目処）

## (2) 脱炭素の課題の下での当所の在り方の構想

当所の卸電力市場は、環境価値を反映しない電力価格のみのメリットオーダーの市場であるが、脱炭素という電気事業共通の課題に、非化石価値取引市場の開設以外にも、どのような寄与をなし得るかを模索する。

#### ①卸電力取引所の脱炭素への寄与に関する検討

(課題) 脱炭素の課題の下での当所の在り方につき長期的視野から構想を得ること(論点の例: 一般に卸電力取引所は短期の電力市場(キロワットアワーの市場)を軸に事業展開しているが、脱炭素の下でどのような変化が求められているか)

(取組事項) 海外事例等(卸電力取引所の事業としてどのような取組が行われているか…「権利物」や再エネの市場の開設その他)の調査を実施する。

## 2. 市場監視機能の強化

取引量の増加、新電力の電力調達における取引所のシェアの増加、他の市場等との関りにおけるキロワットアワーの価格指標の重要性の高まりなどの状況変化を踏まえ、価格形成の一層の信頼性を追求することとし、そのための市場監視機能の強化に傾注する。不正な価格形成が疑われる事象(例えば需給・原価等で説明出来ない高騰等)が発生した際には、遅滞なく調査を行い、主体的に市場監視を行う(具体的にはトリガーになる事象等を記述した監視用マニュアルに沿って進める。なお、今冬の価格高騰を踏まえ、トリガーになる事象や監視のあり方、価格の信頼性の考え方などについて引き続き検討を行う)。

#### ①モニタリング・分析及びその方法の明確化

(課題) 需給・原価等に照らし不正な価格形成が疑われる場合(価格高騰時等)の調査を主体的かつ遅滞なく実施するための方法の確立

(取組事項) 下記MTG等を通じ、手法等を検討する。(週次レポートにおけるITサポート体制整備、疑義事象調査ポイントの明確化、調査情報アーカイブ整理、など)

#### ②専任組織体制の明確化

(課題) 市場監視を主体的に実施するための組織体制の整備

(取組事項) 事務局に市場監視部を設置する。(2021年10月目処)

#### ③電力・ガス監視等委員会との連携強化

(課題) 実効的な市場監視を行うための監視当局との連携の強化

(取組事項) 電力・ガス監視等委員会との定例MTG(事象の分析や手法の検討など)を継続的に実施する。

## 3. 組織・人材の整備

運営の信頼性の向上に向けた事業基盤の整備の一環として、人的資源の拡充に傾注する。



## ①市場監視部署も含めた組織体制の拡充

(課題) 市場監視・ITサポート機能の充実等、人的資源へのニーズに対応し得る組織体制の整備

(取組事項) 現在の体制(要員数9名)を2021年度末に15名程度まで拡充する。

## 4. ガバナンスの見直し

運営の信頼性の向上に向けた事業基盤の整備の一環として、ガバナンスの中立性・独立性等の観点から組織改革を行なう。

## ①運営委員会の見直し(前掲)

## ②理事会の役員構成の見直し

(課題) 中立性・独立性の一層の向上

(取組事項) 理事会の役員構成の見直しを検討する(2022年度総会目途)。あわせて情報公開(後掲)の観点から議事概要等の公開につき検討する(2021年9月目処)。

## 5. 情報公開

市場全体の価格や取引量に係る情報は「原則公開」という基本方針の下、IT基盤を拡充。市場のエリア毎の情報やHJKSにおける出力等の情報の扱いにつき、市場参加者のニーズや諸外国の例も参照しつつ検討する。

## ①入札状況に関する情報の公開

(課題) 市場参加者のニーズや価格高騰の発生などの状況変化に応じた情報公開の推進

(取組事項) スポット市場の売買入札曲線の公開を行う(2021年2月26日に規程変更。27日に公開を開始。曲線の下になる数値情報の公開につき継続検討)。また、約定可能性を高める入札価格調整の一助として入札量を増減させた場合の価格変化の値をウェブで公開する。(2021年9月目処)

## ②経営情報(議事概要等)の積極的公開

(課題) 運営の透明性に資する情報公開の推進

(取組事項) 運営委員会の議事概要等の公開につき検討する。(2021年5月目処)

## ③システムトラブル等のインシデント発生時の関係機関への報告と公開

(課題) システムトラブル等のインシデント発生時の対応基準等

(取組事項) システムトラブル等のインシデント発生時の関係機関への報告と公開について基準等を検討。(2021年6月目処)

## 6. 信頼される取引所、その他

運営の信頼性の向上に向けた事業基盤の整備の一環として、次世代の基幹システムの構築等に傾注する。

①IT 基盤の強化

(課題) 市場運営の基幹となる IT システムの構築・運用に係る信頼性の向上

(取組事項) 第二世代基幹システムの構築の検討を進める。(最速 2023 年度の構築を目標)

(課題) サイバーセキュリティへの対応

(取組事項) 電力 ISAC を通じ最新のセキュリティ技術への対応をはかるとともに、IT 技術者による CSIRT (Computer Security Incident Response Team) を組成。(期首より)

②与信の安全性を前提にした小規模事業者等の市場参加支援策

(課題) 比較的小規模な事業者等の市場参加にあたっての財務・資金面の支援

(取組事項) B G 親が B G 子の清算を代行する等のケースを想定した清算会員制度の導入に係る検討を行う。(ニーズ調査 2021 年 10 月目処)

以 上

## 2021年度収支予算書

科目名称	2020年度予算	実績見通し		実績見通し/予算	2021年度予算案	対前年度予算	対実績見通し	考え方(注:各項目2021年1月末実績を参照し作成。但し非化石価値取引と会員数は同年2月中の動向を加味。)
		(期中実績等により推計)						
1【事業収益】市場間約定代金差額を除く	1,436,000,000	2,152,200,000		150%	2,137,200,000	149%	99%	
1 入会金	2,200,000	5,500,000		250%	5,500,000	250%	100%	
10 取引会員	2,200,000	5,500,000		250%	5,500,000	250%	100%	
2 ユーザ登録料	18,800,000	25,000,000		133%	25,000,000	133%	100%	前年度と同水準(250件)を見込む
3 年会費	91,200,000	105,000,000		115%	120,000,000	132%	114%	
10 社員	0	0			0			
20 取引会員	91,200,000	105,000,000		115%	120,000,000	132%	114%	48万円×250社と見込む(2020年2月に232社)
4 取引手数料	1,323,800,000	2,016,700,000		152%	1,986,700,000	150%	99%	
10 スポット取引	922,000,000	1,061,000,000		115%	1,081,000,000	117%	102%	前年度と同水準を見込む
15 時間前取引	300,000,000	850,000,000		283%	700,000,000	233%	82%	年々ブレがあるため直近2年度平均水準とする
20 先渡定型取引								
25 先渡市場取引	300,000	80,000		27%	80,000	27%	100%	前年度と同水準を見込む
間接送電権	70,000,000	24,000,000		34%	24,000,000		100%	前年度と同水準を見込む
ベースロード市場	1,500,000	1,620,000		108%	1,620,000		100%	前年度と同水準を見込む
非化石価値取引市場	30,000,000	80,000,000		266.7%	180,000,000		225%	中間目標に伴う増。非FIT80億kWh、FIT20kWh
5 市場間約定代金差額	5,000,000,000	13,000,000,000			13,000,000,000			
10 スポット取引	5,000,000,000	13,000,000,000			13,000,000,000			
15 時間前取引	0	0			0			
2【事業外収益】	150,000	90,000		60%	90,000	60%	100%	
1 受取利息	150,000	90,000		60%	90,000	60%	100%	
2 雑収入	0	0			0			
収入計(市場間約定代金差額を除く)	1,436,150,000	2,152,290,000		150%	2,137,290,000	149%	99%	
3【事業費用】	1,075,703,000	975,231,000		91%	1,128,580,000	105%	116%	
1 事務局運営	234,043,000	219,963,000		94%	256,960,000	110%	117%	
10 人件費	173,280,000	159,270,000		92%	196,060,000	113%	123%	
1 役員	41,020,000	38,540,000		94%	38,540,000	94%	100%	
1 報酬	38,000,000	36,000,000		95%	36,000,000	95%	100%	
2 通勤手当	100,000	80,000		80%	80,000	80%	100%	
3 法定福利費	670,000	210,000		31%	210,000	31%	100%	
4 退職給付引当金繰入	2,250,000	2,250,000		100%	2,250,000	100%	100%	
2 職員	132,260,000	120,730,000		91%	157,520,000	119%	130%	
1 給与	112,500,000	103,000,000		92%	137,000,000	122%	133%	要員増を見込む(9名→15名)
2 通勤手当	1,250,000	1,200,000		96%	1,600,000	128%	133%	
3 法定福利費	14,130,000	10,500,000		74%	14,000,000	99%	133%	
4 退職給付引当金繰入	4,380,000	6,030,000		138%	4,920,000	112%	82%	
3 契約社員	0	0			0			
1 契約委託費	0	0			0			
20 福利厚生費(ロービー等)	200,000	200,000		100%	200,000	100%	100%	
30 事務用品等	625,000	3,000,000		480%	3,000,000	480%	100%	
40 減価償却費(什器)	500,000	1,400,000		280%	1,400,000	280%	100%	システム再構築検討用別事務所分を反映
50 通信費	625,000	600,000		96%	600,000	96%	100%	
60 交通費	1,875,000	300,000		16%	300,000	16%	100%	
70 事務所等維持費	24,560,000	24,000,000		98%	24,000,000	98%	100%	
1 事務所賃借料	23,200,000	22,500,000		97%	22,500,000	97%	100%	別事務所分を反映(前年度から継続)
2 水道光熱費	1,360,000	1,500,000		110%	1,500,000	110%	100%	
80 事務委託等	32,278,000	31,093,000		96%	31,300,000	97%	101%	
1 税務業務委託	5,000,000	5,000,000		100%	5,000,000	100%	100%	税理士事務所
2 社会保険事務委託	78,000	93,000		119%	100,000	128%	108%	社会保険事務所
3 会計監査委託	5,000,000	4,800,000		96%	5,000,000	100%	104%	監査法人
4 法律顧問契約	1,200,000	1,200,000		100%	1,200,000	100%	100%	法律事務所
5 振込手数料	10,000,000	10,000,000		100%	10,000,000	100%	100%	銀行手数料等
6 その他事務委託	11,000,000	10,000,000		91%	10,000,000	91%	100%	
90 その他(雑費)	100,000	100,000		100%	100,000	100%	100%	
2 取引システム	800,060,000	750,060,000		94%	840,060,000	105%	112%	システム構築検討の調査費、セミナー受講費を「その他システム」に計上。主たる対前年度増分は想定外のシステム改修の可能性を考慮したものの。
10 運用・保守	500,000,000	550,000,000		110%	570,000,000	114%	104%	
20 減価償却費	200,000,000	200,000,000		100%	220,000,000	110%	110%	
40 公開HP関係	60,000	60,000		100%	60,000	100%	100%	
50 その他システム	100,000,000	0		0%	50,000,000			
3 委員会・その他	4,300,000	3,260,000		76%	3,860,000	90%	118%	
10 社員総会	400,000	60,000		15%	200,000	50%	333%	
1 会議費	400,000	60,000		15%	200,000	50%	333%	
20 理事会	300,000	200,000		67%	200,000	67%	100%	
1 会議費	300,000	200,000		67%	200,000	67%	100%	
30 取引監視・検証委員会	3,500,000	3,000,000		86%	3,200,000	91%	107%	
1 報酬	3,500,000	3,000,000		86%	3,000,000	86%	100%	
2 会議費	0	0			200,000			
40 紛争処理委員会	0	0			60,000			
1 報酬	0	0			60,000			
2 会議費	0	0			0			
50 運営委員会	100,000	0		0%	200,000	200%	200%	
1 報酬	0	0			0			
2 会議費	100,000	0		0%	200,000	200%	200%	
5 研究・開発	37,100,000	1,648,000		4%	27,300,000	74%	1657%	調査(「脱炭素」等)、広告宣伝(「電力・ガス新ビジネスEXPO」への出席等)などを想定。
10 新聞・図書	1,100,000	1,300,000		118%	1,300,000	118%	100%	
20 海外調査	15,000,000	240,000		2%	15,000,000	100%	6250%	
30 調査	1,000,000	24,000		2%	1,000,000	100%	4167%	
40 広告宣伝	20,000,000	84,000		0%	10,000,000	50%	11905%	
6 その他	200,000	300,000		150%	400,000	200%	133%	
10 租税公課	100,000	300,000		300%	300,000	300%	100%	
20 慶弔費	100,000	0		0%	100,000	100%		
支出計	1,075,703,000	975,231,000		91%	1,128,580,000	105%	116%	
税引き前損益	360,447,000	1,177,059,000			1,008,710,000			

予定貸借対照表（令和3年3月31日時点 令和2年度実績見通しにより作成）

科目	金額(千円)	科目	金額(千円)
<b>【流動資産】</b>	62,526,582	<b>【流動負債】</b>	2,850,000
現金及び預金	62,376,527	未払金	500,000
現金及び預金	50,125,248	前受金	150,000
市場間値差収益口	12,251,279	未払法人税等	2,200,000
営業未収入金	150,000		
前払費用	55	<b>【固定負債】</b>	30,318,903
		信認金	240,000
<b>【固定資産】</b>	404,250	預託金	30,000,000
		退職給付引当金	57,530
<b>【有形固定資産】</b>	3,353	役員退職慰労引当金	21,373
建物附属設備	832	<b>負債合計</b>	<b>33,168,903</b>
工具器具備品	2521		
		(純資産の部)	
<b>【無形固定資産】</b>	250,000	<b>【基金】</b>	1,006,000
ソフトウェア	250,000	基金	63,000
		代替基金	943,000
<b>【投資その他の資産】</b>	150,897	<b>【利益剰余金】</b>	16,504,650
差入保証金	17,897	その他利益剰余金	16,504,650
繰延税金資産	133,000	損失てん補準備金	4,650
		繰越利益剰余金	16,500,000
		市場間値差積立金	12,251,279
		<b>純資産合計</b>	<b>29,761,929</b>
<b>資産合計</b>	<b>62,930,832</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>62,930,832</b>

注 2020年度発生分の値差収益（税引後60億円程度と想定）は、2021年6月の定時社員で繰越利益剰余金から市場間値差積立金に振り替える予定。

予定貸借対照表（令和4年3月31日時点 3年度収支予算により作成）

科目	金額（千円）	科目	金額（千円）
<b>【流動資産】</b>	74,213,250	<b>【流動負債】</b>	13,980,000
現金及び預金	73,913,250	未払金(注)	13,500,000
現金及び預金	55,913,250	未払法人税等	330,000
市場間値差収益口	18,000,000	前受金	150,000
営業未収入金	150,000		
前払費用	150,000		
		<b>【固定負債】</b>	30,312,450
<b>【固定資産】</b>	89,850	信認金	250,000
<b>【有形固定資産】</b>	1,953	預託金	30,000,000
建物附属設備	692	退職給付引当金	62,450
工具器具備品	1261	役員退職慰労引当金	23,623
<b>【無形固定資産】</b>	30,000	<b>負債合計</b>	44,292,450
ソフトウェア	30,000		
		(純資産の部)	
<b>【投資その他の資産】</b>	57,897	<b>【基金】</b>	1,006,000
差入保証金	17,897	基金	63,000
繰延税金資産	40,000	代替基金	943,000
		<b>【利益剰余金】</b>	11,004,650
		その他利益剰余金	11,004,650
		損失てん補準備金	4,650
		繰越利益剰余金	11,000,000
		市場間値差積立金	18,000,000
		<b>純資産合計</b>	30,010,650
<b>資産合計</b>	74,303,100	<b>負債・純資産合計</b>	74,303,100

注 令和4年4月に市場間値差（令和3年度発生分、想定額130億円）を広域機関に納付することとし、当該金額を未払金に計上。